

事業主様

愛知県情報サービス産業健康保険組合理事長
(公印省略)

令和5年度 被扶養者認定時の「同居」・「別居」の取扱い変更について

平素は健康保険組合の事業運営に格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、令和5年4月受付分より、下記の通り変更いたします。
ご多忙中誠に恐縮に存じますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「同居」・「別居」の取扱い変更について

健康保険法第3条7項の被扶養者の定義に「・・・その被保険者と同一の世帯に属し・・・」と定められていますが、ここでいう「世帯」とは、「住居」と「生計」とをともにする社会生活上の単位であるとされています。つまり、同一の世帯に属さないことは、住居または生計のいずれか、あるいは両方が別であると考えられます。

この考えに基づき、当組合では、令和5年4月受付分より、住民票上で同一世帯（世帯主が1人）となっている場合のみ「同居」として扱います。住民票が同一の住所表記であっても、世帯分離（世帯主が複数）により世帯が別になっている場合は「別居」として扱います。

2. 変更後（令和5年4月以降）のご注意点

世帯分離の場合は「別居」扱いのため、以下の点にご注意願います。

- ・認定対象者への仕送りが必要です。仕送り証明書を必ず保管してください。
- ・被保険者との「同居」が認定条件の続柄（義父母等）の方は、被扶養者認定不可となります。すでに被扶養者認定されている場合は、令和5年4月以降に「健康保険被扶養者（異動）届」に該当者の保険証を添えて、当組合に被扶養者抹消の届出をお願いいたします（抹消日：令和5年4月1日）。

※令和4年度に当組合にて実施いたしました被扶養者資格確認調査対象者の内で、世帯分離の方がいる事業所様には、すでにご連絡済みではございますが、「世帯分離該当者リスト」（令和4年3月31日時点）を同封いたしますので、ご確認の程よろしくお願いたします。（該当者無しの場合は、リストはございません。）

3. その他

当組合機関紙「ラブリー春号」および当組合ホームページでもご案内予定です。